

国際関連情報 国際会議等

第7回 IFRS Regional Policy Forum の概要

ディレクター（総括担当） かみや たかお
紙谷 孝雄

1. はじめに

平成 25 年 6 月 5 日及び 6 日の 2 日間にわたって第 7 回 IFRS Regional Policy Forum が香港で開催された。IFRS Regional Policy Forum は、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体、規制当局等が財務報告の役割に関する幅広い議論を行う場である。今回の会議には、18 개국からの代表者に加え、IFRS 財団及び国際会計基準審議会（IASB）からの代表者が参加した。日本からは、金融庁の井上俊剛国際会計調整室長、企業会計基準委員会（ASBJ）の西川郁生委員長、小賀坂敦副委員長、関口智和委員及び筆者が参加した。

会合において議論された主な内容は、次のとおりである。

2. 会議の概要

(1) 基調講演等

冒頭、香港公認会計士協会の Susanna Chiu 会長及び Clement Chan 財務報告基準委員会委員長から歓迎の挨拶があった。その後、アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）の Kevin Stevenson 議長が開会の辞

として、AOSSG の活動状況を説明した。

基調講演は、香港の財經事務及庫務局の Professor K C Chan 氏により行われた。Chan 氏は、グローバルな市場経済における強固な財務報告制度の重要性を強調した。また、高品質な「真実かつ公正」な財務報告は、市場をベースとした経済にとって不可欠なものであるとした上で、適時かつ適切な開示はコーポレート・ガバナンスにとって非常に重要であると述べた。

(2) 現在開発中の IFRS に関する継続的な議論及び今後の課題

まず IASB の Hans Hoogervorst 議長が「Are we there yet?」というタイトルでスピーチをした。スピーチの概要は以下のとおりである。

- 1983 年にハーバード大学の Levitt 教授が最初に使用した「グローバル化」の会計基準分野における進捗、すなわち IFRS の各国（法域）での適用状況（どのように、どのような企業が適用しているかを含む。）をより正確に取りまとめ把握することは、2012 年のトラスティの戦略レビューでも指摘されたことである。今般、その第 1 弾として、前 IASB ボードメンバーの Paul Pacter 氏の尽力により、各法域への調査に基づく 66 か国の IFRS 適用に関する情報を公表する運びと

なった。さらに追加の 50~60 か国の情報を入力する作業を開始しており、最終的には「IFRS の世界」に関する包括的概観を提供することを目指している。

- 66 か国の状況を分析すると、IFRS のローカル化は、バーゼル規制など他のグローバル基準と比較して、非常に限定的である。その理由は、①多くの法域は IASB の Due Process に満足していること、②IFRS 財団のガバナンスが近年非常に改善されたこと、③エンドースメントの仕組みがあることからの安心感、④会計基準がテクニカルな領域であるため、比較的に入れやすいのではないかと考えている。
- では、次に何をすべきか？ いくつかの大きな重要な経済域が完全には IFRS を適用していないことは明白である。しかし、これらの国でも進展はある。日本は、IFRS の適用を既に認めている。米国では、450 社以上の外国 SEC 登録企業が IFRS を使用している。中国は、自国基準を IFRS にコンバースすることを選択した。
- IFRS の適用は進展しているが、アドプションだけでは不十分であり、適切な「適用 (application)」も同様に重要である。適切な適用は、一義的には、作成者、監査人、規制当局の責任であり、IASB の責任は 2 次的であるものの、適切な適用に向けた取組みについて協力したい。
- また、不適切な適用のリスクを、グローバルな会計基準を追及しない理由にすべきではない。
- G20 と国際組織によるコミットメントは単一の高品質のグローバル会計基準が最終的な目標である旨を明確に認識している。公表された各国のプロフィールは、この最終的な目標に向けた目覚ましい進展を示すものである。次に IASB の Zhang Wei-Guo 理事が、4 大

プロジェクト（収益認識、リース、金融商品、保険）に関する課題を説明した後に、「アジェンダ協議 2011」に基づいて開始された新たなプロジェクト（概念フレームワーク、果実生成型植物、料金規制事業）の状況について説明した。さらに、世界中の関係者からより積極的な解釈に関する要求が強まっているとして、IASB としてどこまで積極的に解釈に関する活動を行っていくべきかなどの課題を挙げた。

その後、IASB 財団の竹村光広ディレクターから、アジア・オセアニアオフィスの紹介及び今後の計画についての説明がなされた。

(3) パネル 1 「IFRS への移行—コンバージェンス・アプローチ」

司会：Paul F. Winkelmann (PwC 香港)

パネリスト：Mohammad Faiz Azmi (マレーシア会計基準委員会委員長)、Alan Teixeira (IASB シニア・ディレクター)、Yang Min (中国財政部 Director-General)

このセッションでは、IFRS に移行する際にコンバージェンス・アプローチを採用することのメリット及びデメリットが議論された。

まず中国が採用したコンバージェンス・アプローチについて説明があった。中国では、2006 年に IFRS にコンバージェンスした中国企業会計準則 (ASBE) が制定され、2007 年 1 月からすべての上場企業に ASBE が強制適用されている。その後、適用範囲は拡大されている。現在、2011 年の IFRS へのコンバージェンスを進めている。中国がコンバージェンス・アプローチを採用したのは、言語的及び文化的な環境を勘案したためである。

次にマレーシアの取組みについて紹介された。マレーシアでは従来から継続的にコンバージェンスに向けた取組みが進められてきている。2012 年及び 2013 年においては、①IFRS に準拠した MFRS、②経過措置企業 (Transi-

tioning Entities) のみが選択可能な FRS、③非公開企業向けの PERS の 3 基準が存在している。経過措置企業以外の公開企業は、MFRS を適用しなければならないが、経過措置企業も 2014 年以降は MFRS を適用しなければならない。

マレーシアにおけるコンバージェンス・アプローチのメリットとしては、グローバルな競争を改善できること、投資家への配慮ができることなどが挙げられた一方、デメリットとしては資本市場の最善の利益となっていないかもしれないこと、IAS 第 41 号「農業」及び IFRIC 第 15 号「不動産の建設に関する契約」に対する見解の最終化の遅れに関する懸念が挙げられた。

最後に IASB から、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」は IFRS を適用する際に通らなければならない門であり、その門を通るためのアプローチとしてコンバージェンスとビッグバンがあるとした上で、それぞれのアプローチのメリット及びデメリットに関する説明がなされた。

これらの議論に対して、会場の参加者から、コンバージェンス・アプローチは長期間にわたるが、いつまでも IFRS 第 1 号を満たさないため、長く行うのは辛いのではないかという意見が寄せられた。

(4) パネル 2 「基準設定に関する議論に影響を与える地域グループの役割」

司会：Clement Chan（香港公認会計士協会財務報告基準委員会委員長）

パネリスト：Tricia O'Malley（会計基準設定主体国際フォーラム議長）、Kevin Stevenson（AOSSG 議長）、Steve Lim（韓国会計基準委員会委員長）

本年 4 月に会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）が設立されたことを踏まえ、こ

のセッションでは、基準設定主体による地域グループが ASAF とどのような関係を構築すべきかなどについて議論された。

最初に会計基準設定主体国際フォーラム（IF-ASS）の議長から、IFASS の構成、活動状況、ASAF との違い、共通目的及び今後の課題などについて説明があった。そこでは、IFASS は、IASB のワークプラン、各国基準設定主体が行ったりサーチ、各国において議論になっている論点などについて議論をしており、ASAF とは重複していないとの説明がなされた。また、基準設定主体による地域グループの影響として、可能な限り多くの利害関係者から品質の高いインプットを受け取ることが重要とした上で、リサーチを行っていくことが長期的な観点から重要な貢献となると指摘した。

次に AOSSG の活動から得た経験として、地域グループが自分の役割をより適切に果たすことにより国際的な枠組みに影響を与えることができること、それは基準設定主体として優れているように努力し地域内でそれぞれが助け合うことによってしか達成できないことなどが説明された。

最後に韓国会計基準委員会から、地域グループが ASAF に参加することに関する懸念及びそれに対する示唆、地域グループの役割、ASAF メンバー以外の会計基準設定主体の役割などについて講演があった。AOSSG で議論を行った場合に幅広い意見が寄せられるため、どのように意見集約していくかが課題であるが、ASAF メンバーは ASAF Working Party と協調して作業し、地域を代表して ASAF に参加することが重要であることが強調された。

(5) パネル3「開示の有効性及び明確さの改善」

司会：Stephen Cooper (IASB 理事)

パネリスト：Kevin Stevenson (豪州会計基準委員会委員長)、Lee Ki Young (Ernst & Young 韓国)、Martin Wardle (KPMG 中国)、David Webb (Webb-site.com 創立者)

このセッションでは、開示負担に関する課題、その原因、財務報告の明確さ及び有用性の改善について、会計基準設定主体、監査人、銀行関係者及び利用者の観点から議論がなされた。

豪州会計基準委員会からは、開示に関連する現行の概念フレームワークについて、利用者が意思決定する際に必要となる企業の全般的な特徴を識別していないこと、「キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性」という表現は意思決定との関連で明確でないこと、表示・開示は「利用者に対して何を伝えようとしているのか」という疑問に答えるように目的から導き出されなければならないことなどを指摘した上で、ストックとフローを以下のとおり定義することを提案した。

- スtock：利用者の資源配分に影響を与える可能性のある一時点における企業の累積的なポジション、属性又は地位
- フロー：ストックの変動

この定義を水供給会社に適用した例を挙げ、貸借対照表日現在における製品又はサービスを提供する企業の能力、また、それが期間にわたってどう変動したかを直接取り扱っている会計基準は存在しないと指摘した。そして、概念フレームワークは、企業が直面している経済状況を見定め、利用者のニーズを解明し、会計的な回答を提供すべきであるとした。

監査人の立場からは、重要性の適用、監査済財務情報がどうかによる影響、開示に関する監査委員会の役割などに関して説明があった。

銀行関係者の立場からは、金融危機に関連して金融安定化理事会に設置された Enhanced Disclosure Task Force (EDTF) の活動が紹介され、銀行に関する開示上の課題、EDTFからの提言などが説明された。銀行に関する課題としては、複雑なビジネスモデルに対する洞察が欠けていること、開示のボリュームが多いが十分に統合されていないこと、首尾一貫性が低いこと、文章による説明を欠いていることなどが挙げられた。EDTFとしては、32の詳細な提言を行っており、そのうち、ハイレベルなものとしては、①リスク・ガバナンス、リスク・マネジメント戦略及びビジネスモデル、②リスク・アセット、③流動性、④資金調達、⑤市場リスク、⑥信用リスク、⑦その他のリスクの7分野をカバーしている。最後に、ストーリーを語ること (telling the story)、マインド・セットを変えることが重要であると強調した。

最後に利用者の立場から、財務報告の有用性に関して、(要約でなく)一式の財務諸表が必要なこと、頻度としては半期では不十分であり四半期であること、報告の時期を早めること、比較可能性を高めることが要望された。一方、有用性がないこととしては、経営者がのれんを評価すること、自発的な成長と企業結合による成長が区分されていないこと、固定資産を再評価すること、オペレーティング・リースをオンバランスすることなどが挙げられた。また、監査人は、クライアントのためでなく、投資家に対する義務があることが強調された。

(6) パネル4「財務報告を改善する監査委員会の役割」

司会：Tham Sai Choy (KPMG シンガポール)
 パネリスト：Euleen Goh (キャピタルランド社 監査委員会委員長)、Kevin Simpkins (ニュージーランド外部報告委員会会長)、Kelvin Wong (香港取締役協会会長)

このセッションでは、財務報告に対する社会的な信頼を回復するために、監査委員会が経営者、取締役会、外部監査人とどのように効率的に協働できるかについて議論がなされた。

作成者の監査委員会の立場からは、監査委員会の責任は以前よりも増していること、利用者からは透明性などの観点から財務報告が十分でないとの指摘を受けており、企業はストーリーを語る必要があること、監査委員会は会計基準の適用について一層関与しなければならないこと、すべての投資家が同一条件で情報にアクセスできるようにしなければならないが「十分な開示」と「過剰な開示」とのバランスを取らなければならないことが課題であることなどが説明された。また、そのためには、監査委員会は、独立した助言者としての専門知識を持たなければならないことが指摘された。

香港取締役協会からは、監査委員会の役割は、①ビジネス・パートナー、②業績の評価者、③リスクの管理者、④チェンジ・マネジメントの推進者、⑤財務アドバイザー、⑥業種別の専門家など多岐にわたると説明された。特に②に関しては、数字だけでなく、文章による説明も含めて企業には説明責任があることが強調された。また、財務報告に関する監査委員会の知識の不足を感じており、香港では監査委員会に財務報告の専門家は少なくとも1人が含まれるとされているが、それでは不十分であるとの意見が示された。さらに、監査委員会は重要な問題を理解、識別及び解決しなければならないとの指摘があった。

ニュージーランド外部報告委員会からは、監査委員会は、財務報告に関する問題について、経営者、内部監査人、外部監査人と一緒になって議論を行うことに関して主要な役割を果たすとの意見が出された。財務報告の監視に関して、監査委員会は、経営者への質問、外部監査人へのヒアリングなどを通じて重要な会計上の問題を理解し、また、会計基準の開発状況も理解する必要があることが指摘された。また、財務報告の信頼性の回復については、よりよくストーリーを語ることによって財務報告の理解可能性を高めることに関して、監査委員会がこれまで以上の役割を果たすことができるのではないかとの見解が示された。

(7) パネル5「財務報告目的の評価業務」

司会：Rosita Uli Sinaga (インドネシア財務会計基準委員会議長)

パネリスト：Nicholas Brooke (国際評価基準委員会評議員)、Nova Chan (PWC 中国)、Stephen Cooper (IASB 理事)、Brett Shadbolt (シンセア社)

このセッションでは、評価業務と財務報告との相互関係について、IASB、評価基準設定主体、監査人及び作成者の立場から議論された。

IASBからは、まずIASBと国際評価基準委員会 (IVSC) との関係について、両者は協力関係にあるものの、共同で文書を公表しないという覚書を締結しており、それぞれ独立して活動しているとの説明があった。その後、公正価値測定については、主観的である、ボラティリティが高い、景気循環に増幅的であるなどの批判があるが、多くの人は、公正価値測定は重要であり、主観的であっても古い情報である原価よりも目的適合的なことが多いと考えられており、また、ボラティリティについても、対象となっている資産又は負債のボラティリティを反映しているだけであり、公正価値測定の問題で

はないと説明された。ただし、公正価値の以前の定義には問題があったので、IFRS 第13号「公正価値測定」の公表にあたって、定義を見直したとの説明があった。

IVSCからは、IVSCは54か国からの74のメンバーから構成され、そのうち17がアジアからのメンバーである旨が紹介された。世界金融危機で金融商品の評価が問題となったが首尾一貫した評価が非常に重要であると指摘した上で、業種別や地域別な統合が十分にされていないことや評価の正確さに対する不信感があることなどが課題として挙げられた。

監査人からは、公正価値測定に関して、規制当局の注目が増していること、影響が広範であること、経営者及び経営者が利用する専門家の専門知識や経験が不足していることが指摘された。また、公正価値に関しては、経営者は会計基準、監査人は監査基準、評価者は評価基準に基づいて相互に緊密に作業しているという相互関係が説明された。

評価者からは、作成者との関係、監査人との関係について説明があった。作成者との関係に関する課題としては、一部の作成者は、望んだとおりに評価が出てくることを期待していること、サポートできないものをターゲットとしていること、プロセスや手法がよく理解されていないことが挙げられた。監査人との関係に関する課題としては、一部の監査人は、望んだとおりに評価が出てくることを期待していること、プロセス重視であり特定の手法の適用を望むこと、監査の効率性を阻害しないことを期待していることが挙げられた。このような状況において、評価者が評価プロセスを改善するためにできることとして、独立性を保つこと、最新の評価基準と実務に基づいて業務を確実に実施することが挙げられた。

(8) パネル6「上場会社に関する財務報告規制フレームワークの強化に関する課題」

司会：Zhang Wei-Guo (IASB 理事)

パネリスト：Mark Dickens (香港財務報告局 CEO)、井上俊剛 (金融庁)、Steve Ong (香港証券取引所 Vice President)

このセッションでは、各国及び国際的な規制当局はIFRSの均質適用をどのように執行しているかについて議論がなされた。

金融庁の井上氏からは、IFRSの均質適用と執行に関する証券監督者国際機構 (IOSCO) の観点が説明された。IOSCOは、高品質な会計基準の開発及びそれについての厳格な適用と執行を推進することを通じて国際市場のインテグリティの推進にコミットしている。統合的な適用と執行に関して、IOSCOは①規制当局間の情報交換、②IASBからの公開草案等へのコメント及び国際会議への参加、③基準設定主体のガバナンスの監視等に関する活動を進めている。①に関しては、規制当局によるIFRSの解釈と執行に関するIFRSデータベースを活用している。②に関しては、IASBの提案に対してIOSCOはコメントレーターを提出している他、IFRS諮問会議、円卓会議等に参加している。③については、モニタリング・ボードのメンバーとしてIFRS財団を監視している。

さらにIOSCOとIFRS財団の関係強化に向けた取組みが進められており、2012年10月にIFRS財団のプラダ議長をIOSCOのボード会議に招待した他、2012年11月のC1会議¹にIASBの代表者が参加した。

香港財務報告局からは、香港における規制の枠組みに関して直面している課題について説明があった。香港では、証券規制当局、会計規制当局、上場会社監視機関などいくつもの規制当局があるが、規制当局間でIFRSの解釈に不整

1 Committee on Multinational Disclosure and Accounting

合がある可能性があること、Enforcement に関して海外と覚書を締結しているのは1か国だけであること、Enforcement について利害関係者の期待と必ずしも合致していないことなどが課題として挙げられた。

香港証券取引所からは、IFRS の均質適用を確保するために、毎年、財務諸表レビュープログラムを実施しているとの説明があった。レビュープログラムにおいては、毎年、対象業種と会計テーマを変えており、2012年/2013年の対象業種は公益企業（Power and utilities）であり、会計テーマはIAS第36号「資産の減損」であった。さらに、香港証券取引所は、香港財務報告局と共同で上場会社の財務諸表のレビューをしており、毎年約20%の上場会社の財務諸表をレビューしている。

また、香港では、IFRSの基準と矛盾しない範囲でガイダンスを公表していることが紹介された。例えば、香港解釈指針第5号は、IAS第1号「財務諸表の表示」の第69項(d)に関するガイダンスを提供している²。このガイダンスは、IFRSの現地での解釈ではなく、単なる明

確化を図るものと説明された。

(9) パネル7「『よりよい財務報告』に向けた継続的な活動」

パネリスト：Clement Chan（香港公認会計士協会財務報告基準委員会委員長）、John O’Grady（Ernst & Young オーストラリア）、Kevin Stevenson（豪州会計基準委員会委員長）

このセッションでは、2日間の議論を総括するように議論がなされた。そこでは、いくつかのセッションを通じてのキーメッセージとしては、ストーリーを語ることによりコミュニケーションすることの重要性であったとの発言があった。

(10) 閉会の辞

今回のフォーラムにおける議論を取り纏めたコミュニケーションが確認された後、香港公認会計士協会財務報告基準委員会のClement Chan委員長が閉会の辞が述べて幕を閉じた。

2 Hong Kong Interpretation 5 – Classification by the Borrower of a Term Loan that contains a Repayment on Demand Clause

http://appl.hkicpa.org.hk/ebook/HKSA_Members_Handbook_Master/volumeII/hk-int5.pdf